

七十二 第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>67-4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 賞与引当金勘定(法人税法等の一部を改正する法律(平成10年法律第24号)附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の法人税法第54条に規定する賞与引当金に係るものをいう。)への繰入額は、人件費の配賦基準と同一の基準により配賦する。</p> <p>(注)1 <u>配賦の対象となる退職給与の額は、法人税法等の一部を改正する法律(平成14年法律第79号)附則第8条第2項から第4項までの規定による当該事業年度の退職給与引当金勘定の取崩しに係る益金算入額を控除した金額(当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。)</u>による。</p> <p>2 配賦の対象となる引当金勘定への繰入額又は準備金の積立額は、当該事業年度において益金の額に算入される引当金勘定又は準備金の取崩額に相当する金額を控除した金額(当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。)による。</p>	<p>(社会保険診療報酬に係る損金の額の計算)</p> <p>67-4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 賞与引当金勘定(法人税法等の一部を改正する法律(平成10年法律第24号)附則第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の法人税法第54条に規定する賞与引当金に係るものをいう。)又は退職給与引当金勘定への繰入額は、人件費の配賦基準と同一の基準により配賦する。</p> <p>(注)1 <u>配賦の対象となる退職給与の支給額は、当該退職給与を支出したために益金の額に算入される退職給与引当金勘定の取崩額に相当する金額を控除した金額(当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。)</u>による。</p> <p>2 配賦の対象となる引当金勘定への繰入額又は準備金の積立額は、当該事業年度において益金の額に算入される引当金勘定又は準備金の取崩額(退職給与引当金勘定の取崩額については1により控除した金額を除く。)に相当する金額を控除した金額(当該金額がマイナスとなる場合には、ゼロとする。)による。</p>